

## 北海道水防計画の修正（案）の概要について

### 1 修正の趣旨

北海道水防計画は、昭和38年4月に制定し、平成29年8月の修正まで20回の改正を行ってきた。

今回は、水防法改正等の実施はないものの、先の修正から1年半余りが経過していることから、「水防計画作成の手引き（都道府県版）平成30年2月」を参考に、必要な事項の追加や文言修正などを行ったもの。

### 2 主な修正の概要

#### (1) 「水防計画作成の手引き（平成30年2月）」の記述に合わせた修正

##### ▶ 大雨警報・洪水警報を補足する情報（第2章第2節 第1）

→ 注意報、警報、特別警報を補足する情報として気象庁が発表する、「<sup>※1</sup>大雨警報（浸水害）の危険度分布」「<sup>※2</sup>洪水警報の危険度分布」「<sup>※3</sup>流域雨量指数の予測値」に関する概要を追加。

※1 浸水害の危険度の高まりの予測を1km四方の領域ごとに5段階で色分けした情報

※2 洪水害の危険度の高まりの予測を1km四方の領域ごとに5段階で色分けした情報

※3 水位周知河川及びその他河川の洪水危険度を「流域雨量指数」の時系列予測値により表示する情報

#### (2) 「都道府県大規模氾濫減災協議会」に関する記述の追記

##### ▶ 都道府県大規模氾濫減災協議会（第8章第3節 第2）

→ 国が組織する大規模氾濫減災協議会の記述に準じて、以下の2項を追記。

ア 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

イ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

#### (3) 気象庁が定めている「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（平成30年3月改定版）」に基づく修正

##### ▶ 気象情報等の種類（第2章第2節 第2）

平成29年度出水期から運用が開始されている「<sup>※</sup>警報級の可能性」に関する概要を追記

※警報級の可能性とは、警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を「高」、「中」の確度を付して発表する情報

### 3 修正の経過

- 平成31年3月 事務局にて修正案を作成
- 平成31年3月 北海道防災会議水防部会幹事への意見照会
- 平成31年4月 北海道防災会議水防部会委員への意見照会

[参考 水防部会について]

北海道防災会議に設置され、北海道水防計画に関する調査・審議を行う。

<構成機関> 北海道開発局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、(公財)北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本電信電話(株)北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、北海道旅客鉄道(株)、北海道電力(株)、北海道